

医療療養病床入院時食事療養費等説明書

●入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額（入院時の食事代）

入院される患者様の病状や医療の必要性と身体状態に応じ、医療区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと分類され、その区分によって食事の負担金が下記の取扱いとなります。

		療養病床	
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ・Ⅲ
65歳未満	一般所得者	1食510円	1食510円
	低所得者 (市町村民税非課税者)	1食240円 ※90日超えて、1食190円 注)市町村の認定が必要	1食240円 ※90日超えて、1食190円 注)市町村の認定が必要
65歳以上	一般所得者	1食510円 居住費 1日370円	1食510円 居住費1日370円
	低所得者Ⅱ (市町村民税非課税者)	1食240円 居住費 1日370円	1食240円 居住費1日370円 ※90日超えて、1食190円 注)市町村の認定が必要
	低所得者Ⅰ (市町村民税非課税者であり、かつ一定所得以下の70歳以上の者)	1食140円 居住費 1日370円	1食110円 居住費1日370円
	低所得者Ⅰ ※老齢福祉年金を受給している場合	1食110円 居住費0円	1食110円 居住費0円

注1) 居住費

- ・指定難病患者、老齢福祉年金受給者、境界層該当者は居住費のご負担はありません。

注2) 低所得者

- ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

※詳細は、各市役所の保険課窓口にご確認下さい。

令和7年4月1日

吉備高原ルミエール病院